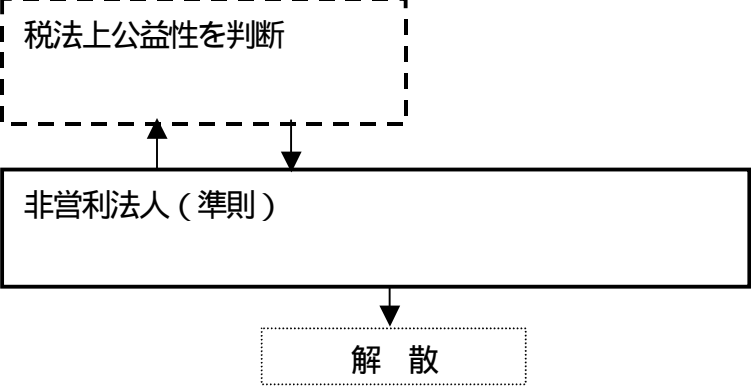
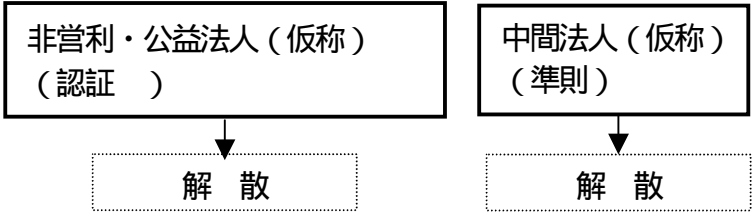


法人パターンに関する指摘

改革パターンの特徴（論点整理より）	改革パターンのイメージ図	有識者ヒアリング・意見募集での指摘
<p><パターン（共通）></p> <ul style="list-style-type: none"> 公益法人与中間法人という類型を「非営利法人（仮称）」という一つの類型にまとめる。 法人格の取得は登記のみ（準則主義）。 		<p>法人格はできるだけ簡易にとれる方向に。準則主義による法人格取得が望ましい。</p> <p>パターン は、非営利法人という枠組の中で公益性の判定について柔軟に対応し得る。</p> <p>非営利法人という一つの類型であるべき。法人類型に「公益」という紛らわしい観念の導入は不適切。</p> <p>公益遂行義務のある法人（公益法人）とない法人（中間法人）を法人制度上一本化することは問題。公益法人と中間法人の相違は、各機関の権限と責任、情報公開、監査請求など外部からの関与、解散時の残余財産の帰属等重要な制度上の仕組みについて生じる。</p> <p>準則主義は、悪質な法人の設立を許し、国民生活に重大な被害を与えるおそれ。事後的な解散命令等の是正措置では国民に回復し難い損害を与えるおそれ。</p> <p>法人格の取得が登記のみによる場合には、類似の目的をもった法人が乱立。真に公益活動を行っている法人の活動が妨害されるおそれ。</p> <p>法人格取得とは別に公益性を認定することとなると、社会的な位置づけが不安定になる、税の優遇内容が限定的になる、認定が取得された後財産を分配するなど制度が悪用される懸念。</p> <p>これまで公益事業を行ってきた公益法人にとって、中間法人と区別がつかず存立基盤を揺るがすおそれ。</p>
<p><パターン（ア）></p> <ul style="list-style-type: none"> 法人制度上、公益性判断の仕組みを設けない。公益性の判断は税法の適用についてのみ。 	 <pre> graph TD A[非営利法人（準則）] --> B[解散] A <--> C[税法上公益性を判断] </pre>	<p>公益性の判断は優遇税制を適用するから必要なのであって、他に理由はない。</p> <p>公益的か否かは税の論理だけではなく、社会全体の期待など税以外の観点も入っている。</p> <p>支援税制の適用があるというだけで、公益遂行義務やディスクロージャー義務があるわけではない。</p> <p>一般市民から見て公益・非公益の判断がつきにくい。</p> <p>米国型の当該パターンは、法人法制が各州法による中で連邦税制の適用がある米国とわが国とは基本的に異なるので我が国では不適當。</p> <p>税務当局が公益性の判断をすることは、税の徴収を進めるため公益性を認めない方向で動きがち。公益性のある活動を損なうおそれ。</p>

改革パターンの特徴（論点整理より）	改革パターンのイメージ図	有識者ヒアリング・意見募集での指摘
<p><パターン（イ）（１）></p> <ul style="list-style-type: none"> 法人制度上、公益の概念を取り入れ、法人の公益性を判断。 定款に公益の要件を定めた場合、非営利公益法人を称することが可能。ただし、税法の適用は税務当局の判断。 	<pre> graph TD A[非営利法人（準則）] --> B[非営利公益法人（準則）] B --> C[税法上公益性を判断] C --> D[解散] </pre>	<p>「不特定多数の者の利益を図ること」を定款に定めただけで、非営利公益法人とするのはあまりに容易。具体的要件を定めるべき。</p> <p>パターン で法人制度上公益性を認定する仕組みは、非営利法人一般と区別された法人を規定化することになり、趣旨と矛盾。</p>
<p><パターン（イ）（２）></p> <ul style="list-style-type: none"> 法人制度上、公益の概念を取り入れ、法人の公益性を判断。 公益性の判断は、主務官庁制の弊害を排除した上で、行政庁が認証。 	<pre> graph TD A[非営利法人（準則）] --> B[公益性を判断（認証）] B --> C[解散] </pre> <p>税制上の措置を連動させるかどうか、また連動させる場合はどのような公益性判断の具体的基準が必要か等について検討が必要</p>	<p>公益性判断を得ることは、社会的なステータスを獲得する等の効果もあるのではないか。</p> <p>裁量のない公益性判断ができるか疑問。</p> <p>法人格取得とは別に公益性を認定すると、法人格と公益性とを一体的に認定する場合と比して、かえって法人に対する制約条件が厳しくなるおそれはないか。</p> <p>パターン で法人制度上公益性を認定する仕組みは、非営利法人一般と区別された法人を規定化することになり、趣旨と矛盾。</p>

改革パターンの特徴（論点整理より）	改革パターンのイメージ図	有識者ヒアリング・意見募集での指摘
<p><u><パターン></u></p> <ul style="list-style-type: none"> 非営利法人を2類型に分け、公益性を有するものは「非営利・公益法人（仮称）」、非営利非公益の法人（現行の中間法人）は「中間法人（仮称）」。 法人格の取得は、「非営利・公益法人（仮称）」は行政庁の認証（認証主義）、「中間法人（仮称）」は登記のみ（準則主義）。 	 <p>税制上の措置を連動させるかどうか、また連動させる場合はどのような公益性判断の具体的基準が必要か等について検討が必要</p>	<p>第三者に明確に認識できるよう、公益目的と共益目的とを仕分け、法人類型において両者を明確に区別するべき。</p> <p>国民から見て、公益的な活動を行っているので寄附してもよいと思える法人類型は必要である。</p> <p>法人類型に「公益」というまぎらわしい観念を導入するのは不適切。</p> <p>裁量のない公益性判断ができるか疑問。</p> <p>公益性の判断が難しく、それらを定義して既存の公益法人をあてはめた場合、無用な混乱を招く可能性。</p> <p>公益性を持つ法人という類型を設けると、世の中の動きに合わなくなる。</p> <p>公益性は、組織でなく実態的な事業で担保すべき。公益法人のみが公益性を担保する時代ではない。</p> <p>公益性を明確に定義し客観的な基準を作ることが可能なら現行の制度のままで可能。公益性を有することをもって法人格を取得することとすると、設立後の活動状況によって法人格の取消しと回復が繰り返されることが懸念、安定性・柔軟性を欠く。</p>
<p><u>その他（提示パターン以外の意見）</u></p>		<ul style="list-style-type: none"> 国の政策に呼応して積極的に不特定多数の者の利益の実現を目的とする事業を行う団体の設立に関して、主務大臣の許可制による公益法人制度を堅持すべき。 法人格の取得は、認証や登記では済まない。公益性の高い法人は、設立目的、事業内容、財政的基盤等について十分事前にチェック（所管の官庁担当者だけの能力と負担に頼らず、できれば一定期間公表して幅広い目にさらすことも）すべき。 新法人の設立方法は以下のようにすべき。（1）民法で法人を非営利法人と営利法人に分類。（2）非営利法人の設立は準則主義。（3）民法にすべての非営利法人に共通する項目を規定。（4）民法の非営利法人のうちから「公益性」が認められるものは、特別法（「公益活動基本法（仮称）」又は「公益法人法（仮称）」）により、公益法人になることができる。（5）設立に関しての役所の関与は、設立登記後の関係書類の届出のみ。